

新旧対照表

○山口市法定外公共物管理条例新旧対照表

新				旧			
別表第1(第8条、第10条関係)				別表第1(第8条、第10条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
道路法(以下この表において「法」という。)第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円	第1種電柱	1本につき1年	420円	
	第2種電柱		730円	第2種電柱		650円	
	第3種電柱		990円	第3種電柱		880円	
	第1種電話柱		430円	第1種電話柱		380円	
	第2種電話柱		680円	第2種電話柱		610円	
	第3種電話柱		940円	第3種電話柱		830円	
	その他の柱類	43円	その他の柱類	38円			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他の線類		2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	850円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	760円	

	所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	870円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	850円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円

	所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	960円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	760円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円

	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			100円		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		91円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			180円		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		160円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			260円		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		230円
	外径が1メートル以上の もの			510円		外径が1メートル以上の もの		450円
法第32条第 1項第3号に 掲げる施設	自動 運行 補助 施設	法第2条 地下に設 けるもの	長さ1メートル につき1年	3円				
		法第2条第5 号に規定 する自動 運行装置 による検 知の対象 として設 置する導 線その他 の線類		その他の もの				
		道路の構造又は交 通の状況を表示す る標示柱その他 の柱類	1本につき1年	680円				

	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	430円						
		地下に設けるもの	1年	260円						
	その他のもの			850円						
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき	850円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき	760円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額					階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額					階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		430円	上空に設ける通路		480円				
	地下に設ける通路		260円	地下に設ける通路		290円				
その他のもの		850円	その他のもの		760円					
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	1日	9円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	1日	10円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき		87円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき		96円	

			1月	
道路法施行令(昭和27年政令第47号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	標識		1本につき1年	680円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	87円
	幕(令第7条第4号に掲げる工施用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時	その面積1平方メートルにつき1日	9円

			1月	
道路法施行令(昭和27年政令第47号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	610円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	96円
	幕(令第7条第4号に掲げる工施用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時	その面積1平方メートルにつき1日	10円

		的に設けるもの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
		その他のもの		430円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年		850円
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		87円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	

		的に設けるもの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年		760円
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		96円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	

	上空に設けるもの						
	<table border="1"> <tr> <td>地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの</td> <td>階数が1のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が2のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が3以上のもの</td> </tr> </table>	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		階数が2のもの		階数が3以上のもの
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの						
	階数が2のもの						
	階数が3以上のもの						
	その他のもの						
令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの						
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの						
令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの						

Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額

	上空に設けるもの						
	<table border="1"> <tr> <td>地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの</td> <td>階数が1のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が2のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が3以上のもの</td> </tr> </table>	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		階数が2のもの		階数が3以上のもの
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの						
	階数が2のもの						
	階数が3以上のもの						
	その他のもの						
令第7条第9号に掲げる施設	建築物 その他のもの						
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの						
令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの						

Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.019を乗じて得た額

建築物	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額	建築物	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額			
備考 1～9 省略			備考 1～9 省略		